

第一種電気工事士免状の交付申請について（試験合格の場合）

1. 申請対象者

- ・第一種電気工事士試験に合格し、必要な実務経験の証明を受けた島根県内に住民票をお持ちの方

2. 提出書類等

(1) 電気工事士免状交付申請書（様式1）

- ・電気工事士免状を受ける資格は1に○印を付けてください。

(2) 第一種電気工事士試験結果通知書（本書）または合格証（写し）

(3) 実務経験証明書（様式2）、実務経験に必要な資格証（写し）

- ・実務経験を積まれた設備ごとに記入例に従い記入してください。
- ・複数区分の工事で実務経験を証明する場合には、該当区分すべてについて記入してください。
- ・一般用電気工作物の工事での実務経験証明の方は「第二種電気工事士免状」の写しを、500kW未満の自家用電気工作物の工事での実務経験証明の方は「認定電気工事従事者証」の写しを添付してください。

(4) カラー写真1枚（貼らずに提出）

- ・申請書提出前6か月以内に上半身、無帽、無背景で正面から撮影した縦4cm、横3cmのもので、裏面に氏名を記載してください。

(5) 免状交付手数料（電気工事士免状交付申請書に貼り付けて提出）

- ・6,000円分の島根県収入証紙（収入印紙ではないのでご注意を）
- ・島根県収入証紙は、島根県庁売店、島根県内の山陰合同銀行及び島根銀行等で販売しています。

(6) 卒業証明書及び単位修得証明書 ※実務経験期間を短縮する場合

- ・学校教育法による大学若しくは高等専門学校で電気工学に関する課程（電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図（配線図を含むものに限る）及び電気法規）を修めて卒業した者で、試験合格後の実務経験（学校卒業後）を3年以上5年未満で申請する場合には、別添の単位取得・卒業証明書を添付してください。

(7) 住所等確認書類 ※住基ネット確認を希望しない場合

- ・住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）により申請者の氏名等を確認しますので、原則として提出は不要です。

(8) 免状送付先 ※申請書記入住所と異なる住所へ送付を希望される場合

- ・「郵便番号」「住所」を記載した書類（様式任意）を添付してください。
- ・免状は簡易書留で送付しますので、受取人がいる住所としてください。

3. 提出先（持参または簡易書留でご提出ください）

〒690-0884 松江市南田町125-45 島根電設会館内

島根県電気工事工業組合

TEL 0852-21-7433 FAX 0852-31-8488